平成２５年（フ）第２３２号
兵庫県伊丹市緑ヶ丘４丁目68番地　西久保ハイツ、住民票上の住所兵庫県伊丹市緑ヶ丘４丁目63番地２　西久保文化21号
債務者　加藤　晋司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５２４号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目２番８号
債務者　原田希実子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番18号　シャトルヨネ501号、前住所兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号
債務者　板倉　光子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３０号
北九州市小倉南区舞ケ丘５丁目５番18号
債務者　大城遥こと　崔　　水貞
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８１４号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅７棟102号
債務者　鈴木　弘二
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２６号
神戸市須磨区寺田町２丁目１番14号　サンパティック須磨602号、従前の住所神戸市須磨区高倉台３丁目７番62―501号
債務者　板敷　里志
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８２号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番７―251号、従前の住所兵庫県姫路市城北新町２丁目２番11号
債務者　金田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４６号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　116棟502号
債務者　藤岡　貞美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４７号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　116棟502号
債務者　藤岡　敬一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
山口県岩国市南岩国町２丁目55番11号
債務者　髙田　知美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１０５号
青森県弘前市大字原ケ平字山元51番地４
債務者　岩渕　英雄
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３１号
青森県弘前市大字独狐字山辺83番地４
債務者　川崎　恵子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３３号
青森県弘前市大字浜の町東１丁目９番地15
債務者　川崎　里美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３７号
青森県弘前市大字城南１丁目12番地３　市営住宅Ｂ―102号
債務者　相馬　良一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｆ―506号
債務者　鷹松麻奈美（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番３―705号
債務者　石井　政彰
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市長坂３丁目９番３号
債務者　松浦　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部